

いじめ防止基本方針

下野市立薬師寺小学校

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法参照）

第2条 この法律において「いじめ」とは、・・・当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめに対する基本的な考え方

(1) いじめのない学校づくり

- ①常に基本姿勢「認めて 褒めて 励まして 信じて 待って 見届ける」を貫いて温かく児童を見守る。
- ②児童の合い言葉「㊦やめよう悪口やさしい子㊧クレヨンみたいなカラフル笑顔㊨しっかり考えやりきる子㊩児童みんなが元気な子」の支援と振り返りを行うことで児童の実践化を図る。

(2) いじめは絶対に許されない行為

- ①「いじめは絶対に許されない行為」「いじめはいじめる側が悪い」という強い認識に立って、取り組む。
- ②いじめられている児童の立場に立ち、親身になって援助を行う。
- ③社会で許されない行為は子供でも許されないという毅然とした態度でいじめの問題に臨む。

(3) いじめ発生の可能性

- ①いじめはどの学校、どの学級でも起こり得るという危機意識を持つ。
- ②どの子供もいじめる側、いじめられる側になり得るととらえ、子供の悩みを親身になって受け止める。

(4) いじめ問題を解決する力の育成

- ①いじめをさせないという人権に配慮した環境づくりに心掛ける。
- ②自分たちでいじめ問題を解決できる力を育成する。

3 いじめの未然防止と役割分担

全ての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進める。

そのためには、日頃から、全ての教師が個に応じた分かりやすい授業を行うことや互いの関わり合いを通して絆づくりを進め、他人の役に立っている、他人から認められているといった自己有用感を獲得させることが大切である。

(1) 未然防止

